

(意見書案第7号)

## 保育制度のあり方に関する意見書

厚生労働省は、昨年12月16日の社会保障審議会少子化対策特別部会が大筋了承した新たな保育制度の第一次報告案を軸に、制度を変えようとしている。

この報告案が示す「新たな保育の仕組み」は、①市町村は「要保育度」の認定はするが、その後は保育所と保護者の直接契約にゆだねる。②保育料を応益負担として保育所が徴収する。③国の最低基準を緩和し、自治体ごとの基準に変えることも検討、などとしている。

また、「構造改革」路線による地方財政の圧縮、公立保育所の運営費の一般財源化などで公立保育所の存続も厳しさを増している。

これらのことは国が責任を持つ公的保育制度を崩すものとなる。

よって、政府においては、下記事項について施策を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 保育所入所方式は、直接契約とせず、現行の方式を継続すること。
- 2 保育所の最低基準を後退させないこと。
- 3 国の保育予算を増やし、公的保育制度の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成21年3月24日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣

} 宛